

十津川

「心身再生の郷」

2021

3

第714号



十津川高校卒業生の皆さん
ご卒業おめでとうございます

生徒会長を務めた伊藤秀一さん [十津川高等学校卒業式]

○特集

「ASD(自閉スペクトラム症)を知っていますか？」

～みんなちがって、みんないい～

村民憲章

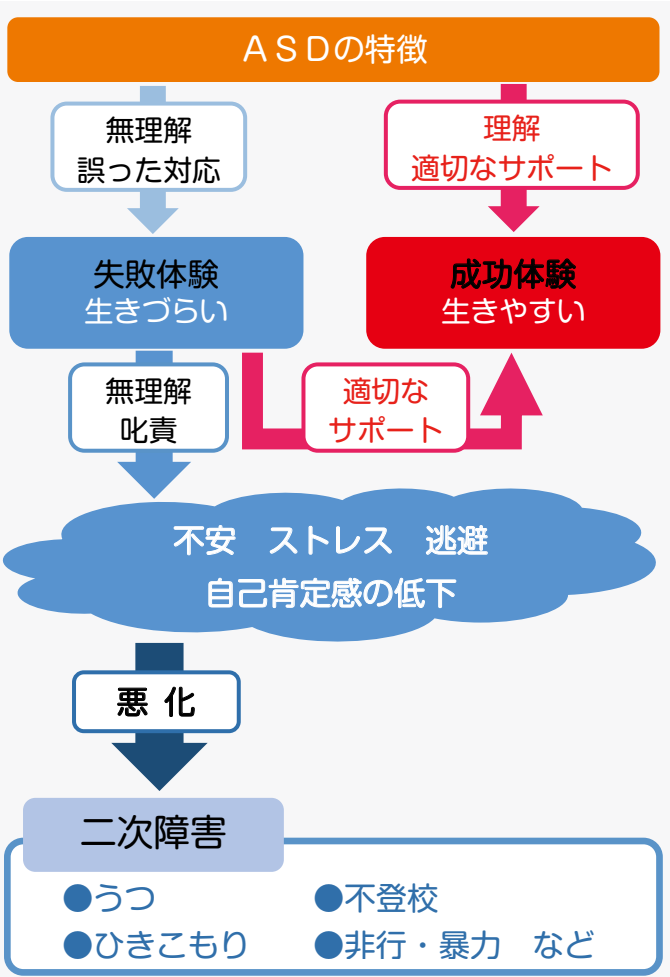
1. 私たちは 歴史と伝統を大切にしましょう
1. 私たちは 美しい自然を守りましょう
1. 私たちは 郷土の文化を高めましょう
1. 私たちは 豊かな人情を育てましょう
1. 私たちは 仕事に誇りを持って働きましょう



4月2日は
「世界自閉症啓発デー」



ASDを知っていますか？
～自閉スペクトラム症～
「みんなちがって、みんないい」



ASDとは

ASD(自閉スペクトラム症)は、発育・発達に凸凹が見られ、物事への注意・感心の向け方、読み取り方、感じ方に特性があります。コミュニケーション・社会性・想像性で苦手な面を持ち、社会生活を送る中で生きづらさを抱えている人もいます。

- ・言葉の裏にある意味をくみとるのが苦手(コミュニケーション)
- ・空気を読むのが苦手(対人関係・社会性)
- ・変化・予測が苦手(想像性)など

ASDは、薬の服用や、手術をすれば治るものではありません。しかし、苦手な面を補うように周りの適切なサポートがあれば、社会生活を送りやすくなります。すべての人が「ありのままにその人らしく生きられる社会」にするためには、まずは「知る」ことが大切です。今回の特集を通して、「知る」ことから始めてみませんか。

ASDの人との関わり方のポイント

7じ あさごはん



①絵や文字にして
視覚で伝える



②できたところを
具体的にほめる



③ルールをはっきり
教える

○10秒待って
×ちょっと待って

④短い言葉で
具体的に説明する



⑤落ち着ける環境を
整える

日常での気付き

ASDの特性は生後2〜3年で明らかになってくることが多いですが、ことばの遅れがみられない場合は気付かず成長し、保育所などの集団生活に入ってから対人関係(友達との関わり方)の苦手さや不器用さが出てくることで特性に気付くことも少なくありません。

また、乳幼児健康診査などで保護者からの育児相談により早期に気付く場合もあります。早くから子どもの特性を理解し、その子に合った支援へとつなげることがとても重要です。

早期の支援が重要

日常での気付きから、ASDへの理解を深め、早くから適切な関わり方や支援を始めることで、社会生活に適應する力がついていきます。

村では、子育てへの支援をはじめ、発育・発達や病気の早期発見・予防、教室を開催したり、子育ての悩みを相談したりするなど、サポートを行っています。

ASDへの支援では「のびのび教室」という作業療法士(※)による相談や支援の場などを提供しています。

十津川村の支援 (妊娠～小学校入学まで)

※作業療法士：病気やケガ、障害などで日常生活を送ることが難しい人に、作業を通して社会の中で暮らせるように支援する専門職です。

①育児支援

(孤立支援→虐待予防)

村っこ広場 (親子交流の場)
にこやかサロン (保育所交流)
ぱくぱく教室・ベビーマッサージ

②発達や病気の

早期発見・予防

③発達支援

のびのび教室
にこにこ教室
すこやか相談

④関係機関の

情報共有

妊娠届
母子手帳発行(面接)

必要に応じて妊婦訪問

出生届
提出

乳幼児全戸訪問事業

乳幼児健康診査

保育所
入所

療育教室・発達検査

就学前(5歳児)相談

小学校
入学



子どもの「やりたい！」

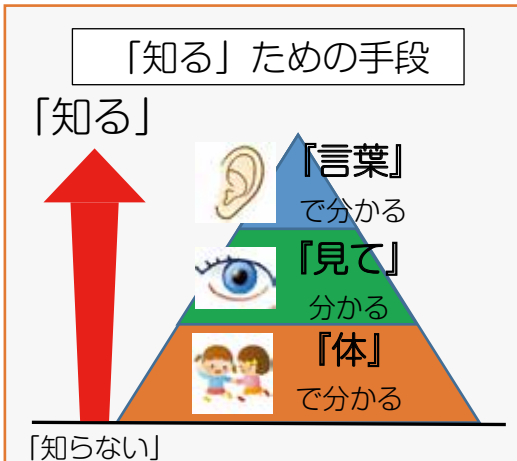
を伸ばします

村が開催している「のびのび教室」で指導をお願いしている作業療法士の宮崎義博さんに、子どもを支援する中で、気をつけていることを聞きました。



宮崎 義博 さん

京都大学医療技術短期大学部 作業療法学科卒業。
奈良県総合リハビリテーションセンター、ハートランドしぎさん子どもと大人の発達センター室長を経て、昨年4月よりフリーランスで療育教室や大人の発達障害の相談などを行っている。
平成27年度より「のびのび教室」で指導。



Q. 「のびのび教室」では、どのような感覚を体験できる遊びを取り入れています。その中で、「体を使って学ぶ」ということを大切にしています。「体を使って学ぶ」ことは、左の図のように物事を「知る」基礎となります。『体で分かる』力を高めることで、見る、言葉を使って学ぶ力の基礎が身につけていきます。



(※1) 固有感覚・・・筋肉や腱の感覚
(※2) 前庭感覚・・・体の動きや傾きの感覚

Q. 子どもへの指導で気をつけていることは？

A. ASDの子どもは、他の子どもが当たり前のようにできていても苦手な部分が多くあります。大人が、できないことを注意するだけでは、子どもの力が伸びず、注意されないとできない状態になってしまいます。のびのび教室

「体を使って学ぶ」には、左の図のように3つの感覚(触覚、固有感覚、前庭感覚)を体で感じながら、自分が体を使った結果、外の世界がどのように変化したかを「視覚」と「聴覚」で分かることが大切です。体を感じる3つの感覚と外の世界的変化を感じる2つの感覚がうまく連携することで、社会生活に必要な対人関係や教科学習がうまくいくようになります。



のびのび教室のイメージ

役場住民課保健衛生係
☎0746(62)0911

Q. 子育てで悩まれている人に一言お願いします。

A. 子どもの困った行動には必ず理由があります。のびのび教室ではその理由を考え、どんな関わりをしていけばうまくいくのか、保護者と一緒に考えていきます。子育てで困っていることがあれば、まずは役場にご相談ください。



ASDの子どもを育てる お母さんの声

「のびのび教室」などに参加されているお母さんに教室に通って良かったこと、知ってほしいことを聞きました。

のびのび教室に
来て良かった！

・これまでは、新しいことに挑戦することが苦手だったけど、自分から挑戦できるようになりました。

・体のバランス感覚が弱いため、学習の姿勢を保つことが今でも難しいですが、「のびのび教室」で成長したと感じています。

・自分の苦手なことを自分で乗り越える力がついてきました。

・他の人から「子どもが成長した」と褒めてもらえるのが嬉しいです。成長を実感できます。

知ってほしい！

・ASDの子どもの特徴を祖父母にも知ってもらいたいです。「のびのび教室」の様子を見てもらえると分かりやすいと思います。

・「のびのび教室」では子どもに合ったやり方を教えてくれます。

・違う保育所の子ともと触れ合う機会になり、良かったです。

・怒るだけではなく、特徴を理解して注意する方法を知ることができて良かったです。特徴を知っている方が気持ちも楽になります。

・村外でも療育教室はあるけど、通うのが遠いので、村内で「のびのび教室」などをしてもらえると近くて助かります。

・小学生になっても通える「のびのび教室」などがあれば良いです。

・社会に出てから「コミュニケーションがうまくいかなかったり、不登校になったりするなど、しんどさが出てくると思うので、早くから特徴を知って、支援した方が良いと感じています。

● 図書紹介

ここで紹介した図書は「のら文庫」で借りることができます。

◆ 『あだし研究 自閉症スペクトラム「小道具」の場合』

小道具／絵・文



知れば知るほど私の世界はおもしろいし、理解と工夫二つでのびのびと自分らしく歩いて行ける！自閉症スペクトラムの当事者が「ありのままにその人らしく生きる」社会を願って語り出す。

◆ 『みんなのためのルールブック

あたりまえだけどとても大切なこと』

ロン・クラーク／著

亀井よし子／訳 北砂ヒツジ／絵



人を思いやる心、自分を大切にすることを育てる50のルールを小学校低学年でも読めるようにシンプルにしてふりがなをふりました。礼儀やマナー、社会のルールを守ることがなぜ大切なのか、親子でいっしょに考える本です。

村職員の給与・定員等の概要を公表します

本村の職員の給与については、村の財政状況を踏まえて国や地方公共団体に準じて対応しています。

また、職員の定員につきましても、十津川村定員適正化計画に基づき、社会経済情勢や住民ニーズの変化に対応した職員配置を行いつつ、事務事業の見直しなどを踏まえて適正化に努めています。

村民の皆様に職員給与・定員の実態を正しく知っていただくため、その概要を公表します。

●人件費の状況

(令和元年度普通会計決算)

人 口	3,224人
歳出額(A)	6,067,134千円
実質収支	76,501千円
人件費(B)	952,869千円
人件費率 B/A	15.7%

(注)人件費には、特別職の給料、報酬等を含む
(平成30年度の人件費率 15.4%)

●職員給与等の状況

(令和2年度普通会計予算)

職員数 (A)	138人	
給与費	給与	430,158千円
	職員手当	95,086千円
	期末・勤勉手当	162,461千円
	計 (B)	687,705千円
一人あたり給与 B/A	4,983千円	

(注)職員手当には、退職手当を含まない。
給与費は、当初予算に計上された額。

●一般行政職の級別職員数の状況

(令和2年4月1日)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	合 計
標準的な職務内容	主事 技師	主査 主事	係長 主査	課長補佐 係長等	課長 課長補佐等	
職 員 数	25	9	20	19	16	89
構 成 比	28.1%	10.1%	22.5%	21.3%	18.0%	100%
1年前の構成比 (参考)	29.8%	9.5%	21.3%	21.3%	18.1%	100%

●職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

(令和2年4月1日)

区分	一 般 職		技能職
	大学卒	高校卒	高校卒
10年以上 15年未満	266,260円	—円	—円
15年以上 20年未満	290,425円	251,400円	—円
20年以上 25年未満	323,075円	306,450円	—円
25年以上 30年未満	363,633円	345,325円	—円
30年以上 35年未満	379,860円	361,450円	295,480円
35年以上	—円	382,914円	—円

●初任給の状況

(令和2年4月1日)

区 分		一般行政職	
		大学卒	高校卒
十津川村	初任給	171,700円	150,600円
	採用2年経過日給料月額	188,700円	160,100円
国	初任給	182,200円	150,600円
	採用2年経過日給料月額	195,500円	160,100円

●特別職の報酬等の状況

(令和2年4月1日)

区 分	給料・報酬の月額	期末手当
村 長	675,000円	6月期 1.70月分 12月期 1.70月分 計 3.40月分 加算措置 有
副村長	590,000円	
教育長	540,000円	
議 長	280,000円	
副議長	235,000円	
議 員	215,000円	

●平均給料・平均給与月額と平均年齢

(令和2年4月1日)

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額 (平均給与月額)	平均年齢	平均給料月額 (平均給与月額)	平均年齢
十津川村	283,700円 (337,867円)	39.8歳	263,500円 (281,946円)	46.5歳
国	327,564円 (408,868円)	43.2歳	287,283円 (328,862円)	50.9歳

●退職手当

(令和元年度)

区分	十津川村		国
	自己都合	勸奨・定年	自己都合、勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.5869月分	十津川村と同じ
勤続25年	28.0395月分	33.2708月分	
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
最高限度額	47.709月分	47.709月分	
1人当たり平均支給額	468千円	16,730千円	
その他の加算措置 定年前早期退職特別措置(2~45%)			

●扶養手当・住居手当・通勤手当

(令和2年度)

区分	内 容 (月 額)	
扶養手当	配偶者	6,500円
	扶養親族(子)	10,000円
	扶養親族(父母等)	6,500円
	特定期間の加算	5,000円
住居手当	借家	(上限)28,000円
通勤手当	交通機関利用・最高限度額	55,000円
	交通用具(自動車等)を利用する職員で2km以上、最初の2km3,000円。1km増すごとに1,000円加算。	最高限度額 55,000円
	※国の支給額は、通勤手当の交通用具利用の場合を除き十津川村と同じ	

●期末・勤勉手当

(令和2年4月1日)

区分	十津川村		国
	期末手当	勤勉手当	期末・勤勉手当
6月期	1.30月分	0.95月分	十津川村と同じ
12月期	1.30月分	0.95月分	
計	2.60月分	1.90月分	

※職務上の段階、職の級等による加算措置有

●時間外勤務手当

(令和元年度普通会計決算)

区 分	金 額
支給総額	15,884千円
職員1人あたり支給年額	201千円

●特殊勤務手当

(令和元年度普通会計決算)

区 分	全 職 種
職員全体に占める 手当支給職員の割合	34.8%
手当の種類(手当数)	8
代表的な手当の名称	嘱託医手当 年末年始勤務手当

●部門別職員数の状況と増減数(人)

(各年4月1日)

部門		区分	職員数		対前年増減数	増減理由
			平成31年	令和2年		
普通会計部門	一般行政職部門	議会	3	2	▲1	新規採用 3名 退職 ▲9名 増減 ▲6名
		総務	30	28	▲2	
		税務	3	3	0	
		民生	20	21	1	
		農水	12	13	1	
		衛生	12	11	▲1	
		土木	14	12	▲2	
		商工	4	4	0	
	小計	98	94	▲4		
	教育	19	19	0		
公営企業等	水道	3	3	0		
	その他	18	16	▲2		
	小計	21	19	▲2		
合計			138	132	▲6	

(注)職員数は一般職に属する職員数で臨時的または非常勤職員を除く

村の人事行政の運営等の状況を公表します

村民の皆さんに村の人事行政運営などについてご理解をいただくため、「十津川村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の数や勤務条件など、人事行政運営の状況について公表します。

お問い合わせ 総務課

☎0746-62-0001

ラスパイレース指数の状況 (各年4月1日)

区分	平成30年	令和元年
十津川村	92.2	91.9
全国町村平均	96.4	96.3
地方公共団体平均	99.2	99.1

注 ラスパイレース指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

昇給期間短縮の状況

区分	平成30年度	令和元年
職員数(A)	133	138
普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員(B)	-	-
比較 B/A	-	-

注 昇給期間の短縮には、昇任時特別昇給などがあります。

年齢別職員構成の状況 (令和2年4月1日)

区分	20歳未満	20~23歳	24~27歳	28~31歳	32~35歳
職員数	0	11	11	16	10

区分	36~39歳	40~43歳	44~47歳	48~51歳	52~55歳
職員数	18	15	19	11	6

区分	56~59歳	60歳以上	計
職員数	15	0	132

職員の勤務条件、休憩の概要 (令和2年度)

職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分、週38時間45分です。別に60分の休憩時間があります。

職員の総数 (各年4月1日)

区分	平成30年度	令和元年度
職員定数	154	154
職員数	133	138

全職員の平均年齢 (各年4月1日)

区分	平成30年度	令和元年度
平均年齢	39歳10月	40歳2月

採用者の状況

区分	平成30年度	令和元年度
採用者	9	9

退職者の状況

退職者には以下の事由による退職があります。

※定年退職:定年(60歳)により退職する場合

※定年前早期退職:人事管理上の目的から職員に定年前早期退職の勧奨を行い、これに応じて退職する場合

※自己都合退職:本人の都合により退職をする場合

※その他:他団体からの派遣期間満了、死亡による退職など

事由別退職者数 (令和元年度)

区分	定年	定年前早期退職	自己都合退職	その他
一般行政	3	-	3	3
特別行政	-	-	-	-
公営企業	-	-	-	-

再任用の状況 (令和2年4月1日)

再任用とは、高齢者雇用のため定年退職者を再任用する制度です。十津川村では、令和2年4月1日現在、再任用は行っていません。

お問い合わせ 総務課 ☎0746-62-0001

職員の服務に関する基本原則の概要

基本原則	概要
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中においては全力で職務しなければなりません。
信用失墜行為の禁止	職員は信用に傷をつけたり、全体の不名誉となる行為をしてはなりません。
営利企業等の従事制限	営利企業に従事することは制限されており、従事する場合は許可を受けなければなりません。
争議行為等の禁止	職員には争議行為が禁止されています。
守秘義務	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。
政治的行為の制限	職員は、政党その他政治団体の結成などに関する政治的行為が禁止されています。

職員の福祉・利益の保護の状況

※村の常勤職員は、奈良県市町村職員共済に加入し、当該組合の規定による短期給付(保険・休業・災害・付加)を受けることができます。長期給付(年金)は、平成27年10月より厚生年金に一元化されました。

※村の職員が公務による怪我、病気、死亡した場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償があります。

※職員の健康診断については、労働安全衛生法により、年1回実施しています。

公平委員会の業務の状況

職員は、勤務条件やその意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に措置要求または不服の申し立てを行うことができます。

令和元年度は、措置要求・不服申し立てはありませんでした。

●職員の年次休暇の概要と取得状況

職員の勤務時間、休暇等に関する条例に基づき、原則として1年に20日の有給休暇が与えられます。令和元年1月から12月までの平均取得日数は、12.6日です。

職員の分限及び懲戒処分の状況

職員は身分を保障されていますが、一定の事由があれば、分限処分や懲戒処分により職を失ったり、降任されたり、給与を減額されたりします。

「分限処分」とは、公務の能率維持のため行う処分です。「懲戒処分」とは、公務員にふさわしくない非行があった場合に公務員関係の秩序を維持するために行う処分です。

令和元年度中の懲戒処分、分限処分はありませんでした。

病気休暇の概要と取得状況

職員が疾病または負傷のために勤務できない場合、医師の証明書などに基づき、療養のため必要最小限度の時間勤務することが免除されます。

令和元年1月から12月までの取得者は、25人です。

特別休暇の概要と付与日数

年次休暇以外にも、特別な事由に該当する場合は、特別休暇が付与されます。

主要なものは、次のとおりです。

種類	付与日数
骨髄提供のための休暇	必要と認められる期間
ボランティア休暇	5
結婚休暇	5
妻の出産休暇	2
夏季休暇	5
子の看護休暇	5

職員の育児休業の概要と取得状況

職員が育児をするための休業制度で、最長3年間取得することができます。育児休業は、1日単位で、部分休業は時間単位で取得することができます。

令和元年1月から12月までの育児休業取得者数は、5人です。

職員の研修状況

研修名	人数
新規採用職員研修	2

投票時間 **第1投票区** 午前7時～午後7時

第3投票区～第36投票区 午前7時～午後6時



4月18日は、 十津川村長選挙の投票日

(告示日：4月13日) 十津川村長選挙の投票が4月18日(日)に行われる予定です。
私たちが、村に対して意思表示できる機会を逃さず、投票日には主権者の
誇りを持って、棄権することなく投票しましょう。

▼新型コロナウイルス感染症対策

投票所では新型コロナウイルス感染症
対策に取り組みます。
投票所に来られる皆さまにおかれ
ましても、ご理解ご協力をお願いしま
す。

※投票所での対策

- ・アルコール消毒液の設置
- ・投票管理者、投票立会人、事務
従事者のマスク着用
- ・定期的な換気
- ・記載台の定期的な消毒
- ・鉛筆の消毒
- ※皆さまへのお願い
- ・投票所でのマスク着用、咳エチ
ケット
- ・手指のアルコール消毒
- ・周りの人と間隔を空ける



▼投票できる人

今回の選挙で投票できるのは、登録
基準日に本村の選挙人名簿に登録さ
れる次の要件を備えた人です。

※村長選挙

- 登録基準日 4月12日
- 年齢要件 平成15年4月19日以
前に生まれた人

▼投票所入場券

選挙人名簿に登録されている人に
は、投票所入場券を郵送します。投
票所入場券が届かない場合や紛失さ
た場合でも選挙人名簿に登録されて
いれば投票できますので、投票所の係
員に申し出てください。

▼期日前投票

投票日に仕事や旅行、病気などの
理由で投票所に行けない人は、期日
前投票をすることができます。

なお、期日前投票をする時点で選
挙人名簿に登録されている18歳未満
の人は、不在者投票の手続によって投
票を行うことになります。

※期日前投票の期間 村長選挙

- 4月14日～17日
- ※期日前投票の場所及び時間
役場・第1会議室

午前8時30分～午後8時

▼不在者投票

十津川村以外の市町村に滞在中の
人や病院、老人ホームなどの指定施
設に入院・入所中の人は、不在者投票
の投票用紙などを請求のうえ、当該
指定施設などで投票できます。

不在者投票用紙は、告示日前に請
求できますが、投票は、告示日の翌日
以降になります。

▼郵便等による投票

身体障害者手帳や戦傷病者手帳
の所持及び介護保険法上の要介護者
で、一定の要件に該当する人は、あらか
じめ村選挙管理委員会から「郵便等
投票証明書」の交付を受けて、所定の
手続を行い、在宅投票をすることがで
きます。証明書の交付を受けている
人は、告示日まで投票用紙などの請
求をしてください。新たに郵便等投
票証明書の交付を受ける人は、お早
めに申請の手続きをしてください。

詳しい内容や要件に該当するかと
うかは、選挙管理委員会にお問い合
わせください。

▼選挙についてのお問い合わせ

十津川村選挙管理委員会
☎0746(62)0001



宝くじ助成 集会所などの空調設備を整備

十津川村では、集会所などの環境を改善し、地域活動などの拠点として、より安心して利用していただけるように、一般財団法人自治総合センター・一般コミュニティ助成事業を活用し、空調設備を整備しました。この事業は、宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの助成を受けて実施されました。

〈空調設備整備箇所〉

	施設名	住所	整備内容	数量
①	込之上公民館	大字込之上149番地	エアコン設置	2台
②	檜原集会所	大字檜原267番地		1台
③	川津公民館	大字川津656番地		2台
④	高滝集会所	大字高滝16番地の2		2台
⑤	内原公民館	大字内原590番地		2台

新規推奨品

事業者	商品
ドライブイン長谷川	温泉プリン
株式会社ヤマモト	ミスト化粧水
	フェイスマスク
山天じゃあよ	十津川なんぼのパンケーキMIX
	十津川なんぼのコーンミール
	十津川雑穀ミックス
	むこだまし
	こきび
	たかきび
	十津川雑穀のグラノーラ

再推奨品

事業者	商品
十津川食品	手造り刺身こんにゃく(白・よもぎ・ゆず)
谷瀬ゆうべし組合	ゆうべし
福屋利久	三湯めぐり
神湯荘	温泉コーヒーまんじゅう
	「ごうし君のおやつ」5個
	温泉コーヒーまんじゅう
	「ごうし君のおやつ」8個

2/19

村の魅力がいっぱい! 優良特産品推奨審査会

再推奨



新規推奨



令和2年度十津川村優良特産品推奨審査会が行われました。 「十津川村優良特産品」は十津川村にふさわしい郷土色豊かな特産品が選定されます。特産品の推奨期間は3年間で、3年ごとに更新を行います。 この特産品を広く内外に推奨することで地場産業の振興発展が期待されます。 今年度は新規申請が10品、3年毎に行われる更新申請が5品あり、審査の結果全品が審査に合格し、推奨品に選定されました。 合格した商品は3年間優良特産品として村のホームページやパンフレットに掲載されます。

素晴らしい作品がずらり

児童・生徒 図画(絵画・版画)作品審査会



◆絵画(上段左から)

- 第一小2年 青木 小春「新しい家族」
- 中学校2年 鎌倉さつき「思い出」
- 第二小5年 岡 有里華「一輪車と校庭」

◆版画(下段左から)

- 第二小5年 植村 光稀「あなたを守ります。」
- 第一小4年 柳瀬 のこ「世界に1ぴきだけのくじゃく」
- 第二小6年 千葉 倅 「はい!ポーズ!」

教育だより

第150号

【お問い合わせ】

村教育委員会事務局
☎ 0746-62-0067

1月29日に、役場会議室で村内小・中学生の図画(絵画・版画)作品の審査会を行いました。
入選85点、特選46点がそれぞれ選出され、どれも素晴らしい作品でした。特選作品は2月～3月の間に、村内各小・中学校で巡回展示を行っています。
また、秋の村文化祭に展示する予定です。
特選に選ばれた絵画・版画作品の中から、いくつか作品をご紹介します。

合同防災訓練を行いました

みどり保育所、十津川第二小学校

2月3日、十津川第一小学校で、みどり保育所との合同防災訓練を行いました。
理科室からの出火を想定した火災訓練では、火災発見から「119番」への通報や避難誘導、初期消火など、様々な訓練を行い、全員が速やかに校庭へ避難することができました。
また、五條消防署十津川分署の指導を受け、消火訓練も行い、高学年の子ども達は、消防士の指導のもと消火器を使う体験をしました。
今回の防災訓練で、もしもの事があつた時のために、備えをすることの大切さを学びました。



『文字渦』 一般

田城塔／著

始皇帝の陵墓づくりに始まり、道教、仏教、分子生物学、情報科学を縦横に、変化を続ける「文字」を主役として繰り広げられる連作集。
小説の新たな地平を拓いた12編。



『しりとり』 児童

安野光雅／さくえ

絵から絵へ。ページをめくって、つながる絵を見つけ、しりとりで遊ぼう。最後のページにつながったら、「ん」でおしまい!
字の読めない小さな子でも楽しめる「しりとり」の絵本。

のら文庫

図書の貸出しや資料の閲覧を行っています。

- ◆貸出上限 ひとり5冊
- ◆貸出期間 3週間まで



移転のお知らせ

役場庁舎耐震補強工事に伴い、「のら文庫」は場所の移転と開館時間を変更しています。

- ◆場所 体育文化センター(湯之原)
- ◆開館 月・水・金 9:00~12:00
火・木 13:00~16:00
【休館日】土・日・祝日

◇本の返却について
役場2階 教育課窓口では、上記の開館時間にかかわらず返却を受け付けています(本の貸出しはできません)。



高校だより



学校行事

「第19回校内マラソン大会」

1月29日に第19回校内マラソン大会を開催しました。

男子は本校グラウンド～豆市バス停(折り返し)～折立(折り返し)～本校グラウンドまでの約6.5km、女子は本校グラウンド～折立(折り返し)～本校グラウンドまでの約3.5kmのコースで行いました。また、密を避けるために2段階スタートを採用しました。

大会当日は暖かい陽気に包まれ、絶好のマラソン日和となりました。

男子は2年1組尾中さん、女子は1年1組香月さんが優勝され、クラス対抗の部では1年2組が優勝しました。

今大会は、ゴールした生徒が再度コースに戻って、後続の生徒の応援に向かうなど、全校一丸となって取り組み、全員が楽しむことができた大会となりました。



<男子の部>
左から、2位谷口さん、
1位尾中さん、3位高山さん



<女子の部>
左から、2位萩原さん、
1位香月さん、3位小林さん



「3年生を送る会」

1月29日に本校体育館で、3年生を送る会を開きました。

1年生と2年生でアイデアを出し合い、有志でダンスをしたり、音楽部のメンバーが演奏をしたりと、非常に盛り上がりました。

3学年が揃う行事はこれが最後で、3年生にとって思い出に残る会となりました。



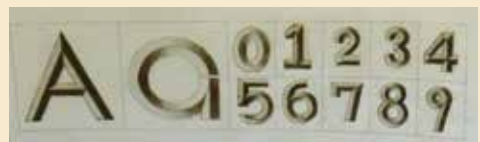
第28回 奈良県高校生アートグランプリ

1月28日から30日まで生駒市立芸術会館「美楽来(みらく)」で、第28回奈良県高校生アートグランプリが行われました。170点という非常に多くの作品が展示され、平面作品・立体作品ともに、個性豊かな作品が多くあり、高校生のアイデアや表現力を感じられる、見応えのある展覧会となりました。

また、令和4年度に第30回を迎えるアートグランプリのロゴデザイン原画の審査も行われ、応募作品64点の中から、優秀賞5点、入選作品8点が選ばれ、本校2年生の丹羽海登さんの作品も入選しました。



展示会の様子



丹羽海登さんの作品

お知らせ

【ゴミを燃やさないで！】

家庭などで行うごみの野焼きは、法律で禁止されています。野焼きは火災が発生する危険があり、特に山林地域では取り返しのつかない規模の火災になる可能性があります。

家庭のごみは分別ルールを守り、十津川村衛生センターによる回収または持ち込みによって処理を行ってください。

【例外】

- ・国または地方公共団体がその施設管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- ・震災、風水害、火災、凍霜害その他災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
- ・風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- ・農業、林業または漁業を営むためにやむをえないものとして行われる廃棄物の焼却
- ・たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの

問 五條消防署十津川分署
☎0746・64・1190

募集

【予備自衛官補(般・技能)】

「予備自衛官補」とは災害派遣などで活躍する「予備自衛官」になるためのコースです。大きく「般」と「技能」に分かれ、資格も異なります。

申(郵送及び持参)

詳しくは、左記の問い合わせ先に応募書類を請求してください。

(インターネット申込)

<https://www.mod.go.jp/gsd/f/jiekanbosyu/>

【受付期間】4月9日(金)まで

【試験日】4月17日(土)

問 自衛隊奈良地方協力本部
五條地域事務所
☎0747・22・3789



【警察官採用試験(第1回)】

申(郵送及び持参)

4月16日(金)まで
(インターネット申込)
4月12日(月)まで

【受験資格】

昭和63年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業した人または令和4年3月末日までに卒業見込みの人

時 第1次試験日

【教養試験・論文試験】
5月9日(日)

【体力試験・口述試験】
5月22日(土)、23日(日)
のうち指定する1日

問 奈良県警察本部警務課採用係
☎0120・351・204
内線 2624

<https://www.police.pref.nara.jp/>



【国税専門官採用試験】

申(インターネット申込)

3月26日(金)～4月7日(水)
<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

【受験資格】

(1)平成3年4月2日～平成12年4月1日に生まれた人
(2)平成12年4月2日以降生まれの人で次に掲げるもの

- ①大学を卒業した人及び令和4年3月までに大学を卒業する見込みの人
- ②人事院が①に掲げる人と同等の資格があると認める人



時 第1次試験日
【基礎能力試験・専門試験】
6月6日(日)

第2次試験日

【人物試験・身体検査】
7月5日(月)～7月16日(金)のうち指定する1日

問 大阪国税局人事第一課(試験係)
☎06・6941・5331
吉野税務署総務課
☎0746・32・3385



－ 役場代表 －

電話 0746(62)0001
FAX 0746(62)0210
IPﾌｻﾞ 050-5004-6720
050-5004-6721
050-5004-6722

－ 庁舎2階 －

総務(総務・防災)62-0001
(企画)62-0910
産業(観光)62-0004
(農業)62-0005
(林業)62-0909
教育 62-0003・62-0067

－ 庁舎1階 －

住民 62-0900・62-0911
財政 62-0903
建設 62-0033(直通)
(道路)62-0904
(ダム)62-0907
(水道)62-0908

福祉 62-0901・62-0902
施設 62-0905
出納 62-0906

－ 庁舎3階 －

議会事務局 62-0002

－ 庁外 －

衛生センター 63-0391
小原診療所 63-0040
歴史民俗資料館 62-0137

し尿処理場 63-0291
上野地診療所 68-0207
観光協会 63-0200
泉湯 62-0090
温泉プール 64-0762
北部保健センター 68-0017
十津川警察庁舎 63-0110

－ 役場以外 －

森林館(古ル野) 62-0567
滝の湯 62-0400
高森の郷 64-1800
森林組合 64-0301
五條消防十津川分署 64-1190

道の駅十津川郷 63-0003
庵の湯 64-1100
社会福祉協議会 64-0666
商工会 62-0132
五條消防大塔分署 0747-36-0317



健康だより

新型コロナワクチン接種のお知らせ

◆ワクチン接種について

新型コロナワクチンは、医療従事者、高齢者、基礎疾患のある人などから順次接種を開始予定です。ご自身の接種の順番をご確認いただき、順番が来るまでお待ちください。

※少しお待ちいただく可能性はありますが、ワクチンは接種を希望されるすべての人が接種できるように順次供給されます。安心してお待ちください。

◆接種順位

優先順位	対象者	対象者の詳細情報
1	医療従事者など	新型コロナウイルス感染症患者(疑い患者を含む)に直接医療を提供する施設の医療従事者など
2	65歳以上の高齢者	令和3年度中に65歳に達する人(昭和32年4月1日以前に生まれた人) ※ワクチンの供給量によりさらに時期を分けることもあります
3	基礎疾患がある人	慢性の呼吸器の病気・慢性の心臓病(高血圧を含む) 慢性の腎臓病・血液の病気(鉄欠乏性貧血を除く) インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病など
4	高齢者施設などの従事者	
5	上記以外の人	

◆接種回数

1人2回の接種です。ワクチンの種類により、3週間から4週間の間隔で接種します。

◆接種費用

無料で接種できます。

◆接種までの流れ・接種会場

決まり次第随時周知していきます。(自治体放送やタブレットで周知予定)

◆ワクチンを受けるにはご本人の同意が必要です

現在、何かの病気で治療中の人や、体調など接種に不安がある人は、かかりつけ医などにご相談の上、ワクチンを受けるかどうかお考えください。

お問い合わせ 住民課 ☎0746-62-0911



保険証の一齐更新のお知らせ

今月下旬に保険証の一齐更新を行います。

新しい保険証は、「**特定記録郵便**」で世帯主宛てに送ります。届きましたら、保険証の記載内容を確認していただき、間違いがあれば届出をお願いします。加入は世帯単位ですが、**一人ひとりに保険証を発行**します。

次の人の保険証は窓口交付となります

- 修学のため村外に住所をおいている学生の人
住民課へ届け出てください。
(必要なもの) **在学証明書または学生証の写し、はんこ**
※4月から新たに修学のため村外に住所を移される人は、在学証明書の代わりに合格通知書などでもかまいません。
- 国保税を滞納している人
納税相談(別途通知)を行いますので、**はんこ**をご持参のうえ、**財政課**までお越しください。

※以下の証は記載された有効期間まで引き続きお使いください。

- ・**高齢受給者証**(70～74歳)
- ・後期高齢者医療の保険証(75歳～)
- ・限度額適用(標準負担額減額)認定証
- ・乳幼児医療・子ども医療・心身障害者医療・ひとり親家庭等医療・精神障害者医療の受給資格証

保険証裏面に「臓器提供意思表示欄」が設けられています

保険証裏面に「臓器提供意思表示欄」が設けられています。臓器提供の可否について、意思表示をする場合にご利用ください。

ジェネリック医薬品希望シールを同封します

ジェネリック医薬品(後発医薬品)を希望される人は、このシールを保険証などに貼ってご利用ください。

有効期限が切れた保険証について

各自の責任において処分していただくか、役場住民課へご返却ください。

今月は、国保税第**10**期の納期です。
納期限は**3月31日**ですので、納期内に忘れず納めましょう!

— お問い合わせ —

- ▶国保税に関することは・・・**財政課** ☎0746-62-0903
- ▶保険証や医療に関することは・・・**住民課** ☎0746-62-0911



年金だより

国民年金保険料の納付が困難な人へ 国民年金保険料の免除・納付猶予申請が可能です！

国民年金保険料の免除・納付猶予制度について

●保険料を納めることが困難な場合

ご本人からの申請によって、保険料の納付猶予または全額、もしくは一部（4分の1、半額、4分の3）が免除になる制度があります。

手続きについて

●提出する書類

- 国民年金保険料免除・納付猶予申請書
- 次のいずれかに該当する人は、それぞれに掲げる書類
 - ① 退職（失業等）により納付が困難な人は…
雇用保険受給資格者証の写しや雇用保険被保険者資格喪失確認通知書など、失業していることを確認できる公的機関の証明の写し
 - ② 新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な人は…
所得の申立書

※ 国民年金保険料免除・納付猶予申請書、所得の申立書は、日本年金機構ホームページからダウンロードができます。また、以下の提出先の窓口にも設置しています。

●提出先

次のいずれかに提出してください。郵送でも手続きできます。

- ・役場住民課（国民年金窓口）
- ・年金事務所

●提出期限

すみやかに提出してください。（申請が遅れても最大2年1か月前までさかのぼって申請できます。ただし、申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取ることができなくなる場合があります。）

免除された保険料を後から納めることはできますか？

免除された保険料は、10年以内であれば、後から納めること（追納）ができます。

免除された期間があると、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。

追納すると、保険料を全額納付したときと同じになります。

- ・老齢基礎年金を受け取っている人は追納できません。
- ・追納を行う場合は、お申し込みが必要です。詳しくは、年金事務所にご相談ください。
- ・免除の承認を受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納をする場合は、当時の保険料額に一定額が加算されます。

産前産後期間の保険料免除制度があります！

国民年金第1号被保険者で平成31年2月1日以降に出産された人は、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間（以下「産前産後期間」といいます。）の国民年金保険料が免除されます。

（※ 産前産後期間は、平成31年4月以降の期間に限ります。）

産前産後免除期間として認められた期間は保険料を全額納付した期間としてみなされて、将来の年金受給額に反映されます。

届出しないと免除にならないため、早めの手続きをお勧めします。

お問い合わせ

大和高田年金事務所
住民課(国民年金窓口)

☎0745-22-3531
☎0746-62-0900



虐待かもと思ったら189番(いちはやく)へ!



近年、虐待の件数が増加しています。皆さんの周りでも「虐待かも?」と思ったら迷わず「189番」に連絡してください。通報者の秘密は守られます。

また、令和2年4月から児童福祉法等が改正され、たとえしつけのためだと親が思っても、身体に何らかの苦痛を引き起こし、また不快感を意図的にもたらす行為(罰)である場合は、どんな軽いものであっても体罰に該当し法律で禁止されています。

よくないと分かっているいろいろな状況や理由によって、そこが難しいと感じられることもあります。一方で、安心感や信頼感、温かな関係が心地よいのは、子どもも大人も同じです。

もし、子どもとの関わりに悩んだら、下記の例を参考にしてください。

子どもの気持ちや考えに 耳を傾けましょう

- ・子どもに問いかけたり、相談しながらどうしたらいいのかを考えましょう。



「言うことを聞かない」にも いろいろあります

- ・保護者の気を引きたい、子どもなりに考えがある、言われていることを子どもが理解できていない、体調が悪いなど、さまざまです。

肯定文でわかりやすく、 時には一緒にお手本に

- ・「一緒におもちゃを片付けよう」と共に行ったり、やり方を示したり、教えたりするのもいいでしょう。

良いこと、できることを 具体的に褒めましょう

- ・結果だけではなく、頑張りを認めることや今できることに注目して褒めることも大切です。



自立支援医療（精神通院・更生医療）を受けている人へ

精神疾患があり、自立支援医療を利用して定期的に通院している人、人工透析のために村外へ通院している人は、**令和3年4月末まで**に、令和2年度受診分の医療費や交通費の助成金申請をお願いします。

福祉医療費助成制度（村から転出される場合）

医療費の助成(福祉医療費の給付)は、市町村によって制度の内容が異なります。転出先の市町村で医療費助成の対象になるか、申請に必要なもの(課税証明など)をあらかじめ確認されると手続きがスムーズです。

また、転出予定日から村が発行した受給者証は、使用できませんのでご注意ください。

お問い合わせ：福祉事務所 ☎0746-62-0902

人のうごき

(敬称略)

おくやみ

北村 修 88歳 1月27日(上葛川)
 東 モヨ子 87歳 2月 9日(竹 筒)
 千葉クニエ 87歳 2月12日(込之上)
 戸川 守 67歳 2月15日(上野地)
 中砂 益治 92歳 2月21日(旭)

ご結婚

2月 24日
 吉野 諒汰(暁桐) 西 美衣(川津)

●十津川村の住民基本台帳人口●

(令和3年3月1日現在)

○世帯数・・・1,742世帯(-3世帯)

○人口・・・3,139人(-8人)

男・・・1,590人(-7人)

女・・・1,549人(-1人)

()は前月比

てんいち先生



おたんじょうび おめでとう



原田 ^{ゆうと}優斗ちゃん(平谷)
 2月2日生まれ(満1歳)
 毎日元気に暴れてくれて
 頼もしいです。
 父・道一 母・容子

衛生センターからのお知らせ

ごみ焼却施設では、「ダイオキシン類対策特別措置法」の規定により、毎年1回以上排出ガス中のダイオキシン類による汚染の状況(ダイオキシン類濃度)についての測定が義務付けられており、同法による排出基準値(5ng-TEQ/m³N)以下に抑える必要があります。十津川村衛生センターの令和2年度の測定結果は次のとおりです。

0.18ng-TEQ/m³N(令和2年6月9日測定)

※1ng(ナノグラム)=10億分の1g

奨学金の付与について

村では、大学・高等学校などの学生に奨学金の貸与を行っています。

●貸与条件(次の①～③の条件をすべて満たす人)

- ①学業優秀であること。
- ②経済的理由で修学が困難な人。
- ③奨学金を受けようとする人またはその人を扶養する親族の住所が村内にあり、引き続き居住する見込みがある人であること。

●貸与期間
 正規の修学期間

●貸与内容

- (1)学校教育法による大学及びこれに準ずる学校
 - ・貸与月額3万円以内
 - ・貸与人数2人以内
- (2)学校教育法による全日制高等学校
 - ・貸与月額2万円以内
 - ・貸与人数3人以内

●申込書類

下記の申込先にお問い合わせください。

●申込締切 5月14日(金)

☎教育委員会事務局

☎0746-62-0003

あしがき

今月の「とつかわテレビ」

～3月の番組～

●ふるさとの轍

～十津川村の軌跡を写真とともに辿る～



▶今月の村報で、ASDの特集を掲載しました。今回の特集を通して、ASDのことを知っていただけたと思います。が、実際にやってみると難しいです。日頃「ちょっと待って」「早くして」と言うことが多いですが、「ちょっと」や「早く」は具体的に何秒?何分?「ちょっと」は自分にとっての30秒でも、相手にとっては10秒かもしれません。特集を通して、具体的に伝えることの重要性を改めて考えさせられました。(玉置広之)

集落の絶景

空中の村(大字小川)

撮影:佐古 金一さん(大字平谷)



くらしのカレンダー

●…診療情報 ▲…イベント情報

※行事予定は変更になる場合があります。ご了承ください。

日	月	火	水	木	金	土
3/7	3/8	3/9 ●出張【玉垣内】	3/10	3/11 ●出張【神納川】	3/12	3/13 ●土曜【小原】
3/14	3/15 ●休診【上野地】	3/16 ▲中学校卒業式	3/17	3/18 ●整形【小原】	3/19	3/20 春分の日
3/21	3/22	3/23 ●出張【東中】 ▲村内小学校卒業式	3/24	3/25 ●出張【玉垣内】	3/26	3/27 ●土曜【小原】
3/28	3/29	3/30	3/31	4/1	4/2 ●休診【上野地】	4/3
4/4	4/5	4/6 ●出張【五百瀬】	4/7 ▲村内小学校入学式	4/8 ●整形【小原・上野地】 ▲中学校入学式	4/9 ●休診【上野地】 ▲高校入学式	4/10 ●土曜【小原】
4/11 ▲東京オリンピック聖火リレー	4/12 ●休診【上野地】	4/13 ●出張【玉垣内】 ▲村長選挙告示日	4/14	4/15 ●出張【五百瀬】	4/16	4/17

【文字表記】

土曜…土曜診療日 神納川・神納川地区生活改善センター
 整形…整形外科診療日 東中…東中公民館
 出張…出張診療日 玉垣内…玉垣内集会所
 休診…休診日 上野地…上野地診療所
 小原…小原診療所

【お問い合わせ】

小原診療所 ☎0746-63-0040 上野地診療所 ☎0746-68-0207

受付時間

土曜診療日 小原 8:30~11:15
 整形外科診療日 小原 8:30~11:15
 上野地 14:00~15:15
 出張診療日 神納川・東中 14:30~15:00
 玉垣内 14:00~15:00

**有料広告
募集中!**

「村報とつかわ」や「自治体放送(文字放送)」、村内回覧などに広告の掲載や配布を希望する個人や事業者を募集しています。

詳しくは、十津川村ホームページの「村報とつかわ」
[\(https://www.vill.totsukawa.lg.jp/sonpo/\)](https://www.vill.totsukawa.lg.jp/sonpo/) のページをご覧ください。

お問い合わせ:総務課企画グループ ☎0746-62-0910

✉ tiikisosei@vill.totsukawa.lg.jp

